

## 前期後期履修登録に関する申合せ

2012(平成24)年9月20日制定

(目的)

第1条 この申合せは、学部学科の学部細則（以下「各学部細則」という。）及び学部学科の履修規程（以下「各学部履修規程」という。）に基づき、前期後期履修登録に関する事項を定める。

(定義)

第2条 履修者が、前期に行う履修登録を「前期登録」といい、後期に行う履修登録を「後期登録」という。

- 2 この申合せにおいて「追加」とは、履修者が新たに科目を後期登録することをいう。
- 3 この申合せにおいて「変更」とは、履修者が前期登録した科目を削除し、それに代わる科目を追加することをいう。
- 4 この申合せにおいて「削除」とは、履修者が前期登録した科目を削除することをいう。
- 5 この申合せにおいて「必修科目」とは、履修者が卒業要件を満たすために、必ず修得しなければならない科目をいう。
- 6 この申合せにおいて「通年科目」とは、前期後期を通じて開講される科目をいう。
- 7 この申合せにおいて「前期科目」とは、前期に開講される科目をいう。
- 8 この申合せにおいて「後期科目」とは、後期に開講される科目をいう。
- 9 この申合せにおいて「後期前半科目」とは、後期の前半に開講される科目をいう。
- 10 この申合せにおいて「後期後半科目」とは、後期の後半に開講される科目をいう。
- 11 この申合せにおいて「集中講義科目」とは、夏季休暇に開講される科目をいう。
- 12 この申合せにおいて「その他科目」とは、本条第6項から第11項以外の科目をいう。
- 13 この申合せにおいて「予備登録科目」とは、予め履修者数を限定している科目をいう。
- 14 この申合せにおいて「前提科目」・「条件付科目」とは、科目「甲」の修得を条件として、科目「乙」の履修を認める場合、科目「甲」を「前提科目」、科目「乙」を「条件付科目」という。

(履修期間)

第3条 各学部履修規程第1条に定める所定の期間に関して、前期登録は4月とし、後期登録は9月とする。

(履修方法)

第4条 履修者は、原則として、各自の学修計画に基づき当該年度に必要となる科目を全て前期登録する。

- 2 履修者は、必修科目の履修に際しては、予め登録された科目・クラスを履修しなければならない。
- 3 前項の他、各学部教授会（薬学部においては教授総会。以下、「教授会」という）又は教務委員会が承認した場合、履修者に対して特別な履修方法を課することができる。なお、前者の承認を得て、履修者に対して特別な履修方法が課された場合、承認を与えた教授会は、特別な履修方法について、その内容を教務委員会に報告する。

(後期登録時の措置)

第5条 履修者は、後期登録時において、各学部履修規程に規定されている年間履修単位数の範囲内において、次の各号の措置を行うことができる。

- (1) 追加

(2) 変更

(3) 削除

(後期登録時の措置の範囲)

第6条 履修者は、後期登録において、後期科目・後期前半科目・後期後半科目に限り、追加・変更・削除できる。

2 前項にかかわらず、履修者は後期登録において、言語文化応用科目のその他科目を追加・変更・削除できる。

3 追加は、年間履修上限単位数から前期登録した通年科目、前期科目、集中講義科目およびその他科目の単位数を減じた単位数を限度とする。

第7条 履修者は、後期登録において、通年科目を変更又は削除できない。

第8条 履修者は、必修科目を変更又は削除できない。

2 履修者は、前期科目かつ必修科目の単位を修得できなかった場合、後期登録において必要な措置を受けなければならない。

3 言語文化基礎科目の選択必修科目について、履修者が各言語科目の1の単位を修得できなかった場合、後期登録の開始までに、当該履修者が既に前期登録している各言語科目の2は、教務課において削除する。ただし、文系学部の履修者は、年間履修単位数の範囲内で、当該履修者が改めて各言語科目の2を追加することができる。

第9条 履修者に関して後期登録において必要となる措置は、教務課において後期登録期日までに行う。

2 前条第2項に該当する履修者が必要な措置を受ける場合、当該履修者が後期登録を受ける前期科目かつ必修科目の開講時間帯に、既に他の科目を前期登録していたとしても、原則として、当該必修科目の後期登録を優先する。

第10条 履修者は、「集中講義科目」・「その他科目」を前期登録する。

2 履修者は、原則として、前項の科目を後期登録時に追加・変更・削除できない。ただし、言語文化応用科目のその他科目を追加・変更・削除できる。

第11条 履修者は、「予備登録科目」を履修しようとする場合、前期登録に先立ち所定の手続を行わなければならない。

2 予備登録科目の履修を認められた者は、原則として、当該科目の履修を変更又は削除できない。

(履修制限)

第12条 履修者に対して、制限することができる。

2 履修者に対して、各学部履修規程に規定されている場合に条件付科目を設けることができる。

第13条 履修者が前提科目の単位を修得できなかった場合、後期登録の開始までに、当該履修者が既に前期登録している条件付科目は、教務課において削除する。

(改廃)

第14条 この申合せの改廃は、教務委員会が行う。

附 則

この申合せは、2013(平成25)年4月1日から施行する。

附 則 (2013(平成25)年9月26日)

この申合せは、2014(平成26)年4月1日から施行する。

附 則 (2014(平成26)年12月17日)

この申合せは、2015(平成27)年4月1日から施行する。